

第8回定時株主総会招集ご通知における

インターネット開示事項

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

第8期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

オンキヨー株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

新株予約権等の状況

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
会社法に基づく新株予約権及び新株予約権付社債に関する事項は、次のとおりであります。
① 会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権

決議年月日	平成29年7月28日
新株予約権の総数	10,000,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の総数は10,000,000株（新株予約権1個当たり1株）とする。（注1）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり金0.2336円
新株予約権の払込期日	平成29年8月17日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初277円（注2）（注3）（注7（2））
新株予約権の行使期間	平成29年8月18日から 平成29年11月29日まで（注4）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格（注5） 資本組入額（注6）
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は10,000,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1株）とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額の修正

行使価額は、割当日の翌日以降、1価格算定日が経過する毎に修正される。（注2）に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、各価格算定日の翌日において、基準行使価額（但し、当該金額が、下限行使価額（175円）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。また、（注3）の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、基準行使価額は当該事由を勘案して調整される。

3. 行使価額の調整

（1）当社は、本新株予約権の割当日後、（注3）（2）に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① (注) 3. (4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(注) 3. (4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は(注) 3. (4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに(注) 3. (4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ (注) 3. (2)①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、(注) 3. (2)①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、(注)3.(2)⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、(注)3.(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) (注)3.(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) (注)3.(2)の規定にかかわらず、(注)3.(2)に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が(注)2.に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) (注)2.及び(注)3.に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、(注)3.(2)②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使期間

- (1) 平成29年8月18日(当日を含む。)から平成29年11月29日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに以下に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。
- (2) 当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。
 - ① 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
 - ② 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)
 - ③ 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

7. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は10,000,000株、割当株式数((注)1. に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」欄に定義する。)が修正されても変化しない(但し、(注)1. に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正の基準及び頻度

① 修正の基準

本新株予約権の行使価額は、割当日の翌日以降、1 価格算定日が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、(注)4. (2)に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、各価格算定日の翌日において、直前価格算定日の取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の95%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が、下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、(注)3の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、基準行使価額は当該事由を勘案して調整される。

② 修正の頻度

行使価額は、1 価格算定日が経過する毎に修正される。

(3) 行使価額の下限及び新株予約権の目的となる株式の数の上限

① 行使価額の下限 175円とする。但し、(注)3. の規定を準用して調整される。

② 新株予約権の目的となる株式の数の上限 10,000,000株(平成29年7月28日現在の普通株式の発行済株式総数の11.55%)

(4) 当社の決定による本新株予約権の全部取得を可能とする旨の条項はありません。

(5) 権利の行使に関する事項についての割当先との間の取決めの内容

① 行使コミット条項

<コミット条項>

割当先は、本新株予約権の発行日の翌日(当日を含む。)から、その50価格算定日目の日(当日を含む。)(以下、「全部コミット期限」といいます。)までの期間(以下、「全部コミット期間」といいます。)に、割当先が保有する本新株予約権の全てを行使することをコミットしています。当社普通株式が取引所において取引停止処分を受けず、かつ市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は平成29年10月30日(本新株予約権の発行日の翌日の50価格算定日目の日)であります。これらの期限までに取引の停止や市場混乱事由が発生した場合、これらが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の各期限は延長されることとなります。

また、発行日翌日から起算して5 価格算定日が経過するまでの期間及びその翌日から起算して5 価格算定日が経過するまで、以降同様に次の5 価格算定日が経過するまで各期間をそれぞれ「判定期間」と定義し、全部コミット期間中の各判定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合(以下、「コミット期間延長事由」といいます。)には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5 価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計4回(20 価格算定日)を上限とします。)

なお、同一の判定期間中においてコミット期間延長事由の条件に該当する取引日が複数生じた場合であっても、コミット期間延長事由の発生は1回と数えられます。

<コミット条項の消滅>

全部コミット期間中において、5 回目のコミット期間延長事由が発生した場合、全部コミット期間の延長は行われず、全部コミットに係る割当先のコミットは消滅します。

また、全部コミットに係る割当先のコミットは、本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅します。

なお、これらのコミットの消滅後も、割当先は1日当たり原則として1,000,000株を上限として、その自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。

② 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行日の翌日以降、1 価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各価格算定日の翌日において、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当先との議論を行ったうえで、本件同種の資金調達案件との条件比較から、割当先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を5%として計算することとしました。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義します。)を下回る場合には下限行使価額が修正後の行使価額となります。「下限行使価額」は175円としますが、当該下限行使価額の水準については、割当先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当先と当社間で協議の上決定したものであります。下限行使価額は、本新株予約権の発行要項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

③ 行使数量の制限

割当先は、原則として1日当たり1,000,000個を超える本新株予約権の行使はできません。ただし、事前に当社が承諾した場合には制限数量を超えて本新株予約権の行使をすることができます。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(7) 当社の株券の貸借に関する事項についての割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社大株主であるオーエス・ホールディング株式会社は、その保有する当社普通株式について、割当先へ1,000,000株の貸株を行いました。割当先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付を除き、本件に関わる空売りを目的とする当社普通株式の借株は行いません。

(8) その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとされる。ただし、割当先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

8. 本新株予約権は平成29年9月12日をもって行使が全て完了しております。

第4回新株予約権

決議年月日	平成29年10月11日
新株予約権の総数	6,666,666個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の総数は6,666,666株（新株予約権1個当たり1株）とする。(注1)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり金0.50円
新株予約権の払込期日	平成29年10月27日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	300円(注2)
新株予約権の行使期間	平成29年10月30日から 平成34年10月28日まで(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価格(注5) 資本組入額(注6)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は6,666,666株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は1株)とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、(注) 2. (2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① (注) 2. (4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(注) 2. (4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は(注) 2. (4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに(注) 2. (4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ (注) 2. (2)①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、(注) 2. (2)①ないし③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、(注) 2. (2)⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、(注) 2. (2)②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) (注) 2. (2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) (注) 2. に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、(注) 2. (2)⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
3. 新株予約権の行使期間
- 平成29年10月30日(当日を含む。)から平成34年10月28日(当日を含む。)までとする。但し、(注) 4. に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知又は公告がなされた日までとする。

4. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、平成32年10月27日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり0.50円の価額（対象となる第4回新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知又は公告を行うことができない。
- (2) 当社は、平成34年10月28日において、当該時点で残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たり0.50円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、(注) 1. 記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

②会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第4回無担保転換社債型新株予約権付社債

【転換社債型新株予約権付社債の内容】	
社債の総額	1,000,000,000円
各社債の金額	100,000,000円
利率	年率1.5%
社債の発行日	平成29年3月30日
償還の方法及び期日	本社債は、平成31年3月29日に、その総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。
募集方法	第三者割当
【新株予約権の内容】	
社債に付された新株予約権の総数	10個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を転換価額126円で除して得られる最大の整数とする。
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。 ・転換価額は当初126円とする。
新株予約権の行使期間	平成29年3月30日から平成31年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	本社債に係る新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (注) 1. 本新株予約権付社債の発行決議日は平成29年3月14日であります。
2. 本新株予約権付社債に付された新株予約権は、平成29年10月31日にその全額について行使が完了しております。

第5回無担保転換社債型新株予約権付社債

【転換社債型新株予約権付社債の内容】	
社債の総額	2,000,000,000円
各社債の金額	50,000,000円
利率	年率0%
社債の発行日	平成29年10月27日
償還の方法及び期日	本社債は、平成34年10月28日に、その総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。
募集方法	第三者割当
【新株予約権の内容】	
社債に付された新株予約権の総数	40個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の総数は8,097,160株（新株予約権1個当たり202,429株）とする。（注1）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	当初247円（注2）（注3）
新株予約権の行使期間	平成29年10月27日から 平成34年10月21日まで（注4）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格（注9） 資本組入額（注10）
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額」欄に定める転換価額で除して得られる最大の整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. 転換価額の修正

- (1) 当社は、平成30年4月28日以降、本新株予約権付社債権者の要請を受けた上で、当社の資本政策のため必要があるときは、当社代表取締役の決定により転換価額の修正を行うことができる。（注）2. に基づき転換価額の修正が決定された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権付社債権者に通知するものとし、転換価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。
- (2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の転換価額が103円（以下「下限転換価額」といい、（注）3. の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とする。

(3) 上記(1)にかかわらず、以下の場合には、当社は、上記(1)に基づく転換価額の修正を行うことができない。

- ① 当社又はその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。）に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。）が存在する場合
- ② 前回上記(1)に従って修正が行われた日から6ヶ月が経過していない場合

3. 転換価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 下記(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）
調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ （注）3. (2)①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、（注）3. (2)①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額により} \quad (\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)⑤の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記(2)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使期間
- 本新株予約権付社債の行使期間は、平成29年10月27日から平成34年10月21日まで（以下「行使請求期間」という。）とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。
- (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日
- (2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日
- (3) 当社が、(注) 5. (3)乃至(5)に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降
- (4) 当社が、(注) 6. に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降
5. 償還の方法
- (1) 本社債は、平成34年10月28日に、その総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還に関しては、下記(3)乃至(5)に定めるところによる。
- (2) (注) 5. に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 請求による繰上償還
- 当社は、平成32年10月28日以降、本新株予約権付社債権者から書面による請求があった場合には、当該請求を受領した日から30日を経過した日に、残存する本社債の一部又は全部を、本社債の金額100円につき金100円で償還する。
- (4) 組織再編行為による繰上償還
- 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、本新株予約権付社債権者の書面による請求があった場合には、当該請求日の翌銀行営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。
- (5) 上場廃止等による繰上償還
- 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、本新株予約権付社債権者から書面による請求があった場合には、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。

6. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。
- ① 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - ② 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
 - ③ 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
 - ④ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (2) 当社が（注）5.、（注）2. 若しくは（注）3.、（注）7. 又は（注）8. の規定に違背し、3銀行営業日以内にその履行がなされない場合、本新株予約権付社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができる。

7. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

8. 財務上の特約（担保提供制限）

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を、（注）1. の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する当社普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、（注）2. に従い転換価額が修正された場合には、本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

(2) 転換価額の修正の基準及び頻度

① 修正の基準

当社は、平成30年4月28日以降、本新株予約権付社債権者の要請を受けた上で、当社の資本政策のため必要があるときは、当社代表取締役の決定により転換価額の修正を行うことができる。本号に基づき転換価額の修正が決定された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権付社債権者に通知するものとし、転換価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。

② 修正の頻度

（注）11. (2)①記載の通知がなされた際に修正される。

(3) 転換価額の下限及び新株予約権の目的となる株式の数の上限

① 転換価額の下限

当初、103円である。但し、(注) 3. の規定を準用して調整される。なお、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数となる。

② 新株予約権の目的となる株式の数の上限

該当事項はありません。

(4) 本新株予約権付社債は、(注) 5. (3)乃至(5)に従い、繰上償還されることがある。

(5) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

金融商品取引法に基づく本新株予約権付社債の募集に係る届出の効力発生後に、割当先との間で、本新株予約権付社債の割当て等を規定する買取契約を締結致しました。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(7) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

当社の株主であるオーエス・ホールディング株式会社は、割当先との間で900万株を上限として当社普通株式の貸株契約を締結致しました。

(8) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

12. 本新株予約権付社債の発行決議日は平成29年10月11日であります。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）は、全世界で、全ての法律と秩序を守り、社会的良心をもって行動し、公正な競争を通じて適正な利潤を追求し、全ての利害関係者と社会や環境に有用な企業であり続けるよう努力する。

- a. 取締役会は、取締役会付議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- b. 代表取締役社長は、社内規則に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
- c. 取締役は、取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、会社の業務執行状況を取締役会報告基準に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- d. 使用人は、社内規則等に従い適正な業務執行の徹底と監督を行い、問題があった場合は社内規則に則り適正に処分される。
- e. 取締役及び使用人の職務執行状況並びに使用人の業務執行についての監査
 - ・取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
 - ・使用人の業務執行状況は、業務執行部門から独立した監査室が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役に適宜報告する。
- f. コンプライアンスについての通報相談を受け付ける通報相談窓口を設けるとともに、通報者に対する不利益取扱いを防止する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- b. 法令又は取引所適時開示規則に則り情報開示を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社グループはリスクマネジメント管理体制を整備し、リスクマネジメント担当役員は各部門のリスクマネジメント業務を統括し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制その他の重要事項を決定する。
- b. リスクマネジメントの担当部門を定め、各部門におけるリスクマネジメント体制の整備を支援し、全社的な視点から部門横断的なリスクマネジメント体制の整備を推進する。
- c. 各部門の長である執行役員及び使用人は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
- d. 当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備えるとともに事業の継続を確保するため、予め必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度の下、取締役会は経営戦略の創出及び業務執行の監督という本来の機能に特化し、代表取締役社長以下執行役員は自己の職務を執行する。執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。
- b. 代表取締役社長による会社の業務執行の決定に資するため、取締役を兼務する執行役員により構成される経営会議にて審議を行い、また必要に応じて会議体を設置する。
- c. 取締役会は経営理念の下に当社グループの経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下執行役員はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

⑤当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 社内規則に従い、子会社管理の所管部門の総括の下、各部門がそれぞれ担当する子会社の管理を行う。また子会社は重要な職務執行について当社に報告するための体制を取る。
- b. 子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
- c. 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、適切な内部統制システムを、当社の指導・支援のもと整備することとする。

⑥監査役の監査体制を実効化するための関連事項の整備

- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・内部監査室は、必要に応じて監査役会から業務調査の委嘱を受け、監査役の職務を補助し、総務担当部門は監査役会の事務を補助する。また、監査役の補助を担当する使用人が監査役から指示を受けた場合に備え、その指揮命令に従う体制を整備する。
 - ・監査役会が監査役の職務を補助する専任の使用人を置くことの要請を行ったときは関係取締役と協議の上、設置することが出来る。
 - ・上記補助者の人事異動・評価を行う場合は、監査役会の同意を要するものとする。
- b. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役会の定める監査役会規程及び監査役監査基準に従い、職務執行に関して、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令・定款に違反する重大な事実、その他監査役が求める報告及び情報提供を行わなければならない。
 - ・上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを受けることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知する。
- c. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人は、監査役による個別ヒアリングの機会を設けるとともに、職務執行を確保する上で必要な、取締役会等の重要会議への出席及び稟議書等の重要資料の閲覧を確保する。
 - ・監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。また、会計監査人及び内部監査室と連携し、それぞれ随時に意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
 - ・監査役がその職務の執行について発生する費用の前払い等の請求を行った場合は、速やかにその費用又は債務の処理を行う。

⑦反社会的勢力排除に向けた社内体制の確保

- a. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備を担当する部門を定め、全社における体制の整備を推進する。
- b. 反社会的勢力に関する情報の収集や、外部の専門機関との連携を行い、対応マニュアルを整備し、定期的に見直す。
- c. 社内体制の整備を担当する部門は、反社会的勢力排除に向けた対応マニュアルを全社に周知徹底し、組織的に対応する体制を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社グループの取締役及び使用人による職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「オンキヨーグループ企業行動憲章」その他社内規程を制定し、周知徹底を図っております。
- ② 法令及び定款に適合した企業行動・組織運営体制を確保するため「コンプライアンス基本規程」を制定し、当社グループ全体のコンプライアンスへの取組みを推進しています。
- ③ 新人研修、管理職研修等において当社グループの役職員に対するコンプライアンスに関する教育を実施し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っています。
- ④ 当社グループのコンプライアンス上の問題の未然防止および早期発見、是正を行うため、「公益通報規程」に基づき内部通報窓口を設け、取締役及び使用人への周知徹底を行うとともに、通報・相談したことを理由として不利益な取扱いを行わないなど、適切に運用しています。
- ⑤ 「稟議規程」に基づき、子会社で必要とされる決裁内容に応じ、子会社から親会社である当社へ事前申請及び当社による承認を行うことで子会社の業務の適正を確保しています。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成29年4月1日残高	4,311	3,894	△6,936	△53	1,216
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,480	1,480			2,961
親会社株主に帰属する当期純損失			△3,426		△3,426
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△139			△139
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	1,480	1,341	△3,426	△0	△604
平成30年3月31日残高	5,792	5,235	△10,362	△53	611

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計
平成29年4月1日残高	55	342	584	983
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				
親会社株主に帰属する当期純損失				
自己株式の取得				
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	438	-	198	637
連結会計年度中の変動額合計	438	-	198	637
平成30年3月31日残高	493	342	783	1,620

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
平成29年4月1日残高	-	477	2,676
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			2,961
親会社株主に帰属する当期純損失			△3,426
自己株式の取得			△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			△139
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	3	△10	629
連結会計年度中の変動額合計	3	△10	24
平成30年3月31日残高	3	466	2,701

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

連結注記表

1. [継続企業の前提に関する注記]

当社グループは、平成25年度より経常損失が継続しており、当連結会計年度においても1,947百万円の経常損失を計上するとともに、当社が借入しているシンジケート・ローン契約の財務制限条項に抵触しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

当社グループは、以下の施策を遂行することで、将来の成長に向けて当該状況を早期に解消し、業績及び財務状況の改善に努めてまいります。

①収益力の改善

・AV事業の黒字化基盤の強化

地域、カテゴリーごとの今期実績を見据えた無理のない販売計画を基軸としながら、構造改革による固定費削減に加え、更なる効率化を推進してまいります。工場稼働率を改善し原価低減を実現するため当社グループはAVレシーバー等のパイオニアブランド製品の当社グループマレーシア生産工場への生産移管を進めてまいりましたが、今後はその生産の効率化をさらに図ってまいります。また、開発プラットフォームの共通化による設計費の削減、部品の共通化と調達の一元化による材料コストダウンなどに加え、つくりやすい設計など一歩進んだ原価低減活動を推し進めてまいります。

・デジタルライフ事業での商品販売戦略の再構築

市場の伸長が大きいヘッドホン事業を基軸としながら、構造改革による固定費削減に加え、更なる効率化を推進してまいります。成長を続ける新たなモバイルオーディオ市場で販売を拡大するため、カスタムインイヤーマニター等のオンキョーブランドやパイオニアブランドのヘッドホン、さらに人気アニメとのコラボレーションモデルヘッドホンについても販売強化に引き続き取り組んでまいります。さらに今後を見据え、従来技術にアライアンスを通じて得た他社技術を融合させた次世代製品・サービスの開発を推進してまいります。

・新規市場でのOEM事業の拡大

本格的に稼働を始めたインド市場での事業拡大及び、新規分野での販売拡大を推進してまいります。木材を原料とする新素材や実用金属材料では最適とされるマグネシウムを採用した、高級ヘッドホンの販売を目指しております。さらには当社製スピーカーの搭載や独自の音質チューニングを施した他社製品に対し「Sound by Onkyo」、「Onkyo Speakers Installed」などのODM向けサブブランドを強化してまいります。

・Zylux Acoustic Corporation (Zylux社) との資本業務提携によるOEM生産の拡大

Zylux社との資本業務提携を通じ、オーディオ機器生産におけるコストの低減、開発費の圧縮を図るとともに、Zylux社顧客への新規提案を共同で行うことでオーディオ完成品のOEM生産を拡大するとともに、当社マレーシア生産工場の稼働率の向上を図ってまいります。

- ・株式会社河合楽器製作所との資本業務提携による新規市場の開拓

株式会社河合楽器製作所との資本業務提携を通じ、両社グループの技術力、ブランド力を融合し、また相互の経営資源を有効に補完し合うことで、新規カテゴリ製品の共同開発による新規市場の開拓、両社製品の販売拡大、製品や教育サービスにおける付加価値向上を実現するとともに、両社グループのサービス・販売部門等の各拠点の設備を相互利用するなどの事業基盤の有効活用を通じた経営の効率化を図ってまいります。

- ・A I 関連製品及びA I ソリューションの開発

インターネットを經由した多彩なクラウドサービスが本格化し、これまでにない音楽再生環境や新しいサービスが登場しています。当社グループは、長年培ってきた音に関する技術と音声認識を中心としたA I 技術を融合させ、A I 対応スマートスピーカーを発売しております。それらの高いオーディオ技術と他社技術を融合させ、A I とつながるヒアラブルデバイス市場における商品共同開発を推進してまいります。

- ・至学館大学との産学連携による各種共同研究の開始及びA I アプリ事業展開

産学連携の第一段階として、スポーツ栄養に特化したアスリートのためのA I 搭載食トレアプリ「food coach」の事業化をはじめとする各種共同研究を開始いたしました。健康維持・増進分野及びスポーツ分野において、多様化する国民の健康に関するニーズに対応し、また日本の競技スポーツのレベル向上につなげるため、これまでに培ってきたノウハウを互いに補完し合ってまいります。

- ・TCL Multimedia Technology Holdings Limited 傘下のグループとの業務提携による全世界での販売拡大

TCL Multimedia Technology Holdings Limited (以下、TCL Multimedia) は、全世界において、オーディオを含め家電製品の研究開発、生産及び販売を一貫して手掛けており、特にテレビ業界でのリーディングカンパニーです。同社との長期の協業とライセンス契約に基づく、オンキヨーブランドのヘッドホン、サウンドバー、ミニコンポの商品群のTCL Multimediaの販売チャネル活用による全世界での販売拡大と、TCL 製テレビの音質強化のための協業、及びA I 機能を付加した商品などの共同開発を推進してまいります。

②財務体質の改善

当社はメインバンクを中心に主要取引銀行と緊密な関係を維持しております。平成30年2月23日付でシンジケート・ローン契約を締結しており、定期的に建設的な協議を継続していることから、今後も主要取引銀行より継続的な支援が得られるものと考えております。また、シンジケート・ローン契約の財務制限条項に抵触したことにより生じた期限の利益喪失請求権については、平成30年4月20日付で行使しない旨、取引銀行より承諾を得ております。

現在、これらの対応策を進めている途上ですが、業績の回復は今後の消費需要や経済環境の動向に左右されること、継続的な資金支援についても金融機関と交渉中であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. [連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 13社

主要な連結子会社の名称 オンキヨー&パイオニア(株)、オンキヨーディベロップメント&マニユファクチャリング(株)、オンキヨー&パイオニアマーケティングジャパン(株)、オンキヨー&パイオニアイノベーションズ(株)、ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD.、Pioneer & Onkyo Europe GmbH、Pioneer & Onkyo U. S. A. Corporation、Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.、上海安橋電子有限公司、中山福朗声紙盆有限公司、安橋（上海）商貿有限公司、広州安橋国光音響有限公司、Minda Onkyo India Private Ltd.

当連結会計年度において、オンキヨー&パイオニアテクノロジー(株)については、株式を売却したことにより、連結子会社でなくなったため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 6社

持分法適用の関連会社の名称 ティアックオンキヨーソリューションズ(株)、Moneual Onkyo Lifestyle Inc.、(株)CO3、S&O ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.、プラス産業(株)、FLEXI ACOUSTICS SDN. BHD.

(2) 持分法を適用していない関連会社 該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD.、Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.、上海安橋電子有限公司、中山福朗声紙盆有限公司、安橋（上海）商貿有限公司、広州安橋国光音響有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたり、当該連結子会社については、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

イ. 時価のあるもの ……

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 時価のないもの ……

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準および評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） ……

定率法

（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）
なお、在外連結子会社及び一部国内連結子会社は主として定額法によっております。

主な耐用年数

建物及び構築物

15年～45年

機械装置及び運搬具

7年～11年

工具、器具及び備品

2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く） ……

定額法

③ リース資産 ……

定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上方法

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として、特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品のアフターサービスによる費用の支出に備えるため、売上高を基準として過去の実績率に基づいて計上しております。また、個別に発生額を見積もることができる費用については、当該金額を計上しております。

③ リサイクル費用引当金

PCリサイクル制度に基づき、販売した家庭用パソコン回収時のリサイクル費用負担に備えるため、当該発生見込額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却につきましては、5年間の均等償却によっております。

(5) その他の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. [連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保資産

預金	482 百万円
売掛金	1,274 百万円
たな卸資産	3,288 百万円
建物及び構築物	208 百万円
土地	908 百万円
投資有価証券	<u>1,916 百万円</u>
計	<u>8,078 百万円</u>

担保対応債務	
短期借入金	4,546 百万円
長期借入金	<u>148 百万円</u>
計	<u>4,695 百万円</u>

2. 有形固定資産減価償却累計額 7,153 百万円

3. 土地の再評価

「改正土地再評価法」に基づき、平成 11 年 3 月期に事業用土地の再評価を行い、再評価差額金のうち税効果相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、残りの金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。当該土地の再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税法(平成 3 年法律第 69 号)第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った土地の期末における時価と	
再評価後の帳簿価格との差額	△ 285 百万円

4. 財務制限条項

当社の借入金には以下の財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、貸付人の請求により、契約上のすべての債務について期限の利益を失い、元本及び利息を支払うこととなっております。

① 短期借入金 2,000 百万円

- i) 平成 29 年 3 月期末日及び平成 30 年 3 月期末日の各事業年度に係る修正純資産合計金額を、平成 28 年 3 月期末日における修正純資産合計金額に相当する金額または平成 29 年 3 月期末日における修正純資産合計金額に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。なお、修正純資産合計金額とは、各事業年度末日の報告書等における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、その他包括利益累計額合計を控除(当該金額が正の値である場合には当該値を減算し、負の値である場合には当該値を加算する。)し、連結損益計算書に記載される固定資産及び有価証券にかかる評価損益又は売却損益を控除(評価益又は売却益の場合には当該値を減算し、評価損又は売却損の場合には当該値を加算する。)し、かつ減損損失が計上された場合は当該損失額を加算した金額をいう。
- ii) 平成 29 年 3 月期末日及び平成 30 年 3 月期末日の各事業年度末日の報告書等における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- iii) 借入人が本契約に基づく債務以外の債務(社債を含む)について期限の利益を喪失しないこと。

② 短期借入金 570 百万円

- i) 毎月最終営業日時点における手元流動性が 10 億円（ただし、担保評価額が貸付人の元本残高を下回った場合において、貸付人の指示により担保不足額が加算される場合は当該加算後の金額）を下回らないよう維持するものとする。
- ii) 借入人が本契約に基づく債務以外の債務（社債を含む）について期限の利益を喪失しないこと。

③ 長期借入金 1,925 百万円（うち 1 年以内返済予定 1,925 百万円）

- i) 平成 26 年 3 月期末日以降の各事業年度における修正純資産合計金額を、平成 25 年 3 月期末日における修正純資産合計金額の 75%に相当する金額又は直前の事業年度末日における修正純資産合計金額の 75%に相当する金額のいずれか高い方の金額以上に維持すること。但し、平成 27 年 3 月期末日については、当該条項は適用されない。また、平成 28 年 3 月期末以降の各事業年度については、平成 27 年 3 月期末日に係る修正純資産合計金額以上に維持すること。なお、修正純資産合計金額とは、平成 25 年 3 月期末日及びそれ以降の各事業年度末日の報告書等における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、その他包括利益累計額合計を控除（当該金額が正の値である場合には当該値を減算し、負の値である場合には当該値を加算する。）し、連結損益計算書に記載される固定資産及び有価証券にかかる評価損益又は売却損益を控除（評価益又は売却益の場合には当該値を減算し、評価損又は売却損の場合には当該値を加算する。）し、かつ減損損失が計上された場合は当該損失額を加算した金額をいう。
- ii) 平成 26 年 3 月期末日以降の各事業年度末日（但し、平成 27 年 3 月期末日については、当該条項は適用されない。）の報告書等における連結損益計算書に記載される経常損益を 2 期連続して損失としないこと。
- iii) 借入人が本契約に基づく債務以外の債務（社債を含む）について期限の利益を喪失しないこと。

4. [連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末株式数（株）
普通株式	104,550,195

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

株式の種類	当連結会計年度末株式数（株）
普通株式	14,763,826

5. [金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	7,645	7,645	-
(2) 受取手形及び売掛金	10,212		
貸倒引当金 (*2)	△ 688		
	9,524	9,524	-
(3) 未収入金	1,136	1,136	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	1,916	1,916	-
(5) 支払手形及び買掛金	(13,306)	(13,306)	-
(6) 短期借入金	(2,570)	(2,570)	-
(7) 新株予約権付社債	(2,000)	(1,725)	(274)
(8) 未払金	(5,276)	(5,276)	-
(9) 長期借入金	(2,234)	(2,192)	(41)
(10) リース債務 (*3)	(108)	(107)	(1)
(11) デリバティブ取引	-	-	-

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*3) リース債務には1年以内に返済予定のものを含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(8) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は「(9) 長期借入金」に含めております。

(7) 新株予約権付社債、(9) 長期借入金、(10) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れ又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) デリバティブ取引

為替予約の時価については、取引金融機関等から提示された価格によっております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(9)参照)。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額 1,780 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. [1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	21円43銭
1株当たり当期純損失	35円95銭

7. [重要な後発事象に関する注記]

(共通支配下の取引)

1. AV事業とデジタルライフ事業の統合

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

AV事業、デジタルライフ事業で取扱う製品の企画、生産、品質管理、販売までの業務

② 企業結合日

平成30年4月1日

③ 企業結合の法的形式

オンキヨー&パイオニアイノベーションズ株式会社を譲渡会社とし、オンキヨー&パイオニア株式会社を譲受会社とする事業譲渡

④ 結合後企業の名称

オンキヨー&パイオニア株式会社

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

既存事業の合理化・効率化・最適化とAI/IoT分野をはじめとする新規事業開拓を目的として、経営資源配分の抜本的な見直しを図りました。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

2. マーケティング活動の強化

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

コラボ製品等の開発を中心とするクロスマーケティング部門、ハイレゾ音源配信サイト、A
V機器の直販サイトの事業等

② 企業結合日

平成 30 年 4 月 1 日

③ 企業結合の法的形式

オンキヨー&パイオニアイノベーションズ株式会社を譲渡会社とし、オンキヨー株式会社を
譲受会社とする事業譲渡

④ 結合後企業の名称

オンキヨー株式会社

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

生産から販売に至るまでのプロセスの合理化・効率化・最適化や新規事業開拓を目的として、
幅広い分野でのマーケティング活動の強化を行ってまいります。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

8. [その他の注記]

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、製品保証引当金及び減価償却超過額等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金及び在外子会社の留保利益であります。なお、繰延税金資産の一部に対して評価性引当額を設定しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	固 定 資 産 圧縮特別勘定 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
平成29年4月1日残高	4,311	3,647	3,647	1,484	△8,528	△7,043	△53	862
事業年度中の変動額								
新株の発行	1,480	1,480	1,480					2,961
当期純損失					△3,685	△3,685		△3,685
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	1,480	1,480	1,480	-	△3,685	△3,685	△0	△724
平成30年3月31日残高	5,792	5,128	5,128	1,484	△12,213	△10,729	△53	138

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成29年4月1日残高	40	342	383	-	1,246
事業年度中の変動額					
新株の発行					2,961
当期純損失					△3,685
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	382	-	382	3	385
事業年度中の変動額合計	382	-	382	3	△338
平成30年3月31日残高	423	342	766	3	907

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

個別注記表

1. [継続企業の前提に関する注記]

当社は、平成 23 年度より当期純損失が継続しており、当事業年度においても 3,685 百万円の当期純損失を計上するとともに、当社が借入しているシンジケート・ローン契約の財務制限条項に抵触しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。また、子会社における経営不振の影響を受け、当社グループは、平成 25 年度より連結経常損失が継続しております。

当社グループは、以下の施策を遂行することで、将来の成長に向けて当該状況を早期に解消し、業績及び財務状況の改善に努めてまいります。

①収益力の改善

・ A V 事業の黒字化基盤の強化

地域、カテゴリーごとの今期実績を見据えた無理のない販売計画を基軸としながら、構造改革による固定費削減に加え、更なる効率化を推進してまいります。工場稼働率を改善し原価低減を実現するため当社グループは A V レシーバー等のパイオニアブランド製品の当社グループマレーシア生産工場への生産移管を進めてまいりましたが、今後はその生産の効率化をさらに図ってまいります。また、開発プラットフォームの共通化による設計費の削減、部品の共通化と調達の一元化による材料コストダウンなどに加え、つくりやすい設計など一歩進んだ原価低減活動を推し進めてまいります。

・ デジタルライフ事業での商品販売戦略の再構築

市場の伸長が大きいヘッドホン事業を基軸としながら、構造改革による固定費削減に加え、更なる効率化を推進してまいります。成長を続ける新たなモバイルオーディオ市場で販売を拡大するため、カスタムインイヤーマニター等のオンキヨーブランドやパイオニアブランドのヘッドホン、さらに人気アニメとのコラボレーションモデルヘッドホンについても販売強化に引き続き取り組んでまいります。さらに今後を見据え、従来技術にアライアンスを通じて得た他社技術を融合させた次世代製品・サービスの開発を推進してまいります。

・ 新規市場での O E M 事業の拡大

本格的に稼働を始めたインド市場での事業拡大及び、新規分野での販売拡大を推進してまいります。木材を原料とする新素材や実用金属材料では最適とされるマグネシウムを採用した、高級ヘッドホンの販売を目指しております。さらには当社製スピーカーの搭載や独自の音質チューニングを施した他社製品に対し「Sound by Onkyo」、「Onkyo Speakers Installed」などの O D M 向けサブブランドを強化してまいります。

・ Zylux Acoustic Corporation (Zylux 社) との資本業務提携による O E M 生産の拡大

Zylux 社との資本業務提携を通じ、オーディオ機器生産におけるコストの低減、開発費の圧縮を図るとともに、Zylux 社顧客への新規提案を共同で行うことでオーディオ完成品の O E M 生産を拡大するとともに、当社マレーシア生産工場の稼働率の向上を図ってまいります。

- ・株式会社河合楽器製作所との資本業務提携による新規市場の開拓

株式会社河合楽器製作所との資本業務提携を通じ、両社グループの技術力、ブランド力を融合し、また相互の経営資源を有効に補完し合うことで、新規カテゴリ製品の共同開発による新規市場の開拓、両社製品の販売拡大、製品や教育サービスにおける付加価値向上を実現するとともに、両社グループのサービス・販売部門等の各拠点の設備を相互利用するなどの事業基盤の有効活用を通じた経営の効率化を図ってまいります。

- ・A I 関連製品及びA I ソリューションの開発

インターネットを経由した多彩なクラウドサービスが本格化し、これまでにない音楽再生環境や新しいサービスが登場しています。当社グループは、長年培ってきた音に関する技術と音声認識を中心としたA I 技術を融合させ、A I 対応スマートスピーカーを発売しております。それらの高いオーディオ技術と他社技術を融合させ、A I とつながるヒアラブルデバイス市場における商品共同開発を推進してまいります。

- ・至学館大学との産学連携による各種共同研究の開始及びA I アプリ事業展開

産学連携の第一段階として、スポーツ栄養に特化したアスリートのためのA I 搭載食トレアプリ「**food coach**」の事業化をはじめとする各種共同研究を開始いたしました。健康維持・増進分野及びスポーツ分野において、多様化する国民の健康に関するニーズに対応し、また日本の競技スポーツのレベル向上につなげるため、これまでに培ってきたノウハウを互いに補完し合っております。

- ・TCL Multimedia Technology Holdings Limited 傘下のグループとの業務提携による全世界での販売拡大

TCL Multimedia Technology Holdings Limited (以下、TCL Multimedia) は、全世界において、オーディオを含め家電製品の研究開発、生産及び販売を一貫して手掛けており、特にテレビ業界でのリーディングカンパニーです。同社との長期の協業とライセンス契約に基づく、Onkyo ブランドのヘッドホン、サウンドバー、ミニコンポの商品群のTCL Multimedia の販売チャネル活用による全世界での販売拡大と、TCL 製テレビの音質強化のための協業、及びA I 機能を付加した商品などの共同開発を推進してまいります。

②財務体質の改善

当社はメインバンクを中心に主要取引銀行と緊密な関係を維持しております。平成30年2月23日付でシンジケート・ローン契約を締結しており、定期的に建設的な協議を継続していることから、今後も主要取引銀行より継続的な支援が得られるものと考えております。また、シンジケート・ローン契約の財務制限条項に抵触したことにより生じた期限の利益喪失請求権については、平成30年4月20日付で行使しない旨、取引銀行より承諾を得ております。

現在、これらの対応策を進めている途上ですが、業績の回復は今後の消費需要や経済環境の動向に左右されること、継続的な資金支援についても金融機関と交渉中であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその付属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する不確実性の影響を計算書類及びその付属明細書に反映しておりません。

2. [重要な会計方針に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

i. 時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ii. 時価のないもの …… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数

建物	15年～31年
機械装置	7年～11年
工具、器具及び備品	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

(3) リース資産 …………… 定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) リサイクル費用引当金

PC リサイクル制度に基づき、販売した家庭用パソコン回収時のリサイクル費用負担に備えるため、当該発生見込額を計上しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

3. [貸借対照表に関する注記]

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,018 百万円
短期金銭債務	978 百万円

2. 有形固定資産減価償却累計額 781 百万円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保資産

預金	482 百万円
売掛金	189 百万円
たな卸資産	1,069 百万円
建物及び附属設備	39 百万円
土地	510 百万円
投資有価証券	<u>1,722 百万円</u>

計 4,012 百万円

担保対応債務

短期借入金	2,570 百万円
1 年内返済予定の長期借入金	1,976 百万円
長期借入金	<u>148 百万円</u>
計	<u>4,695 百万円</u>

(注) 上記のほか、連結子会社の売掛金 1,085 百万円、たな卸資産 2,218 百万円、建物及び附属設備 161 百万円、構築物 6 百万円、土地 398 百万円、投資有価証券 194 百万円が上記借入金の担保に供されております。

4. 保証債務

被保証者	保証金額	保証債務の内容
オンキヨー&パイオニア㈱	28 百万円	信用状取引に対する保証
計	28 百万円	

5. 土地の再評価

「改正土地再評価法」に基づき、平成 11 年 3 月期に事業用土地の再評価を行い、再評価差額金のうち税効果相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、残りの金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。当該土地の再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税法(平成 3 年法律第 69 号)第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価格との差額 Δ 285 百万円

6. 財務制限条項

当社の借入金には財務制限条項が付されており、いずれかの条項に抵触した場合、貸付人の請求により、契約上のすべての債務について期限の利益を失い、元本及び利息を支払うこととなっております。

なお、財務制限条項の内容は、「連結計算書類、連結注記表、3.[連結貸借対照表に関する注記]、4.財務制限条項」に記載しております。

4. [損益計算書に関する注記]

(1)営業取引

売上高	3,319 百万円
仕入高	3,211 百万円
その他	927 百万円

(2)営業取引以外の取引

受取利息及び配当金	197 百万円
受取賃貸料	13 百万円
支払利息	7 百万円
その他	3 百万円

5. [株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 406,998 株

6. [税効果会計に関する注記]

繰延税金負債の発生は、固定資産圧縮積立金であります。なお、繰延税金資産の全額に対して評価性引当額を設定しております。

7. [関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
子会社	オンキョーマーケティング ㈱ (旧オンキョー&バイオ ニアテクノロジー㈱) (注) 2, 3	(所有)	役員の兼任	増資の引受 (注) 1-③	300	-	-	
		直接	資金の貸付	資金の貸付け	1,124	関係会社短期貸付金	-	
		59.2%	経営管理	貸付金の返済	883			
		間接	事業譲受	利息の受取 (注) 1-②	13	未収収益	-	
		40.8%	被債務保証	経営指導料の收受	678	売掛金	-	
				被債務保証 (注) 1-①	3,925	-	-	
				譲受資産合計	1,274	未払金	386	
				譲受負債合計	947			
			譲受対価合計 (注) 1-④	326				
		オンキョーディベロップメ ント&マニファクチャリ ング㈱	(所有)	資金の貸付	資金の貸付け	345	関係会社短期貸付金	934
	直接		被債務保証	貸付金の返済	75			
	100%			利息の受取 (注) 1-②	31	未収収益	9	
				被債務保証 (注) 1-①	3,925	-	-	
		オンキョー&バイオニアマ ーケティングジャパン㈱	(所有)	資金の貸付	資金の貸付け	3,121	関係会社短期貸付金 (注) 1-⑤	2,470
	直接		被債務保証	貸付金の返済	1,100			
	100%			利息の受取 (注) 1-②	51	未収収益 (注) 1-⑤	23	
				-	-	未払金 (注) 4	297	
				被債務保証 (注) 1-①	3,925	-	-	
		オンキョー&バイオニアイ ノベーションズ㈱	(所有)	役員の兼任	資金の貸付け	1,569	関係会社短期貸付金 (注) 1-⑤	-
	直接		資金の貸付	貸付金の返済	1,719			
	100%		被債務保証	利息の受取 (注) 1-②	16	未収収益 (注) 1-⑤	1	
		オンキョー&バイオニア㈱	(所有)	役員の兼任	資金の貸付け	3,243	関係会社短期貸付金 (注) 1-⑤	-
	直接		資金の貸付	貸付金の返済	5,941			
	100%		経営管理	利息の受取 (注) 1-②	83	未収収益 (注) 1-⑤	-	
			被債務保証	経営指導料の收受 (注) 1-⑤	923			
				業務受託料の收受 (注) 1-⑥	1,010	売掛金 (注) 1-⑤	192	
				-	-	売掛金 (注) 1-⑤ (注) 5	477	
				決済代行に関する未収入金	536	未収入金 (注) 1-⑤	536	
			被債務保証 (注) 1-①	3,925	-	-		
	ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD.	(所有)	資金の貸付	資金の貸付け	-	関係会社短期貸付金	-	
間接			貸付金の返済	157				
84.76%			利息の受取 (注) 1-②	0	未収収益	-		

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Pioneer & Onkyo Europe GmbH	(所有) 間接 92.71%	債務保証	債務保証 (注) 1-①	-	-	-
	Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.	(所有) 直接 96.34%	資金の借入 役員の兼任	利息の支払 (注) 1-②	3	関係会社短期借入金 未払費用	478 -
	Guangzhou Guoguang Onkyo Acoustic Corporation	(所有) 直接 46.2% 間接 53.8%	OEM事業製品の製造 役員の兼任	製品仕入 (注) 1-⑦	2,109	買掛金	43

上記の金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税を含んでおります。

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①債務保証については、保証料の支払いを受けておらず、被債務保証については、保証料の支払いは行っておりません。
 - ②貸付金及び借入金の利率については、市場金利等を勘案して取引価格を決定しております。
 - ③増資の引受については、子会社が行った増資を全額引き受けたものです。
 - ④事業譲受については、適正な帳簿価額に基づき取引価格を決定しております。
 - ⑤経営指導料については、業務内容及び業績等を参考に交渉により取引価格を決定しております。
 - ⑥業務受託料については、予算に基づき取引価格を決定しております。
 - ⑦製品仕入については、一般の取引と同様に取引価格を決定しております。
 - ⑧子会社に対する債権について、貸倒引当金繰入額 1,517 百万円及び貸倒引当金 2,498 百万円を計上しております。
2. オンキヨー&パイオニアテクノロジー(株)は、平成 30 年 3 月 30 日付でオンキヨーマーケティング(株)に名称を変更しております。
 3. 平成 30 年 3 月 30 日付で、当社が保有するオンキヨー&パイオニアテクノロジー(株)の株式を売却したことにより、関連当事者に該当しないこととなっております。このため、取引金額には関連当事者であった期間の金額、期末残高には関連当事者に該当しなくなった時点の残高を記載しております。また、所有割合は株式売却直前の割合を記載しております。
 4. 当社のオンキヨー&パイオニアマーケティングジャパン(株)に対する未払金は、オンキヨー&パイオニアテクノロジー(株)からの事業譲受に伴い発生した債務であります。
 5. 当社のオンキヨー&パイオニア(株)に対する売掛金は、オンキヨー&パイオニアテクノロジー(株)からの事業譲受に伴い発生した債権であります。

8. [1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	8円68銭
1株当たり当期純損失	38円67銭

9. [重要な後発事象に関する注記]

(共通支配下の取引)

マーケティング活動の強化

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

コラボ製品等の開発を中心とするクロスマーケティング部門、ハイレゾ音源配信サイト、AV機器の直販サイトの事業等

② 企業結合日

平成 30 年 4 月 1 日

③ 企業結合の法的形式

オンキヨー&パイオニアイノベーションズ株式会社を譲渡会社とし、オンキヨー株式会社を譲受会社とする事業譲渡

④ 結合後企業の名称

オンキヨー株式会社

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

生産から販売に至るまでのプロセスの合理化・効率化・最適化や新規事業開拓を目的として、幅広い分野でのマーケティング活動の強化を行ってまいります。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日) に基づき、共通支配下の取引として処理しております。